

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 総平均法に基づく原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 貯蔵品 — 最終仕入原価法に基づく原価法
 - 医薬品 — 最終仕入原価法に基づく原価法
 - 給食用材料 — 最終仕入原価法に基づく原価法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産（リース資産を除く） — 定額法
 - 無形固定資産（リース資産を除く） — 定額法
 - リース資産 — 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法を採用
- (4) 引当金の計上基準
 - 退職給付引当金 — 職員の退職給付に備えるため、当年度末の退職給付引当資産の残高と同額を計上している
 - 徴収不能引当金 — 債権の徴収不能による損失に備えるため、徴収不能懸念債権については、個別に判断して必要額を、またその他の債権については一括して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能見込額として計上している

3. 重要な会計方針の変更

- 当期から「社会福祉法人会計基準（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局連名通知）」を採用

4. 法人で採用する退職給付制度

- 福祉医療機構の実施する独立行政法人福祉医療機構退職手当共済事業に加入している。掛金は「退職給付費用」の科目で費用処理している。
- 社団法人北海道民間福祉施設事業職員共済会退職年金事業に加入している。掛金は「退職給付引当資産」の科目で計上している。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表
 - 資金収支計算書(基準第1号の1様式)
 - 事業活動計算書(基準第2号の1様式)
 - 貸借対照表(基準第3号の1様式)
- (2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表
 - 事業区分資金収支内訳表(基準第1号の3様式)
 - 事業区分事業活動内訳表(基準第2号の3様式)
 - 事業区分貸借対照表内訳表(基準第3号の3様式)

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0
建物	274,380,546	7,939,721	266,440,825
定期預金	1,000,000		1,000,000
合計	275,380,546	7,939,721	267,440,825

7. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等 特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	円
建物（基本財産）	179,569,003 円
計	179,569,003 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	28,980,000 円
-----------------------	--------------

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）			0
建物（基本財産）	274,380,546	7,939,721	266,440,825
土地			0
建物	4,844,140	1,715,629	3,128,511
構築物	20,168,640	15,316,974	4,851,666
機械及び装置			0
車両運搬具	10,211,000	7,768,304	2,442,696
器具及び備品	38,152,309	28,664,241	9,488,068
有形リース資産			0
権利			0
ソフトウェア			0
無形リース資産			0
合計	347,756,635	61,404,869	286,351,766

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし